

# きらり高島（居宅介護支援 介護予防支援）説明書

## 1. サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」といいます。）を作成するとともに、当該計画に基づいたサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整、その他便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、利用者の心身の状況、おかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) ①居宅介護支援及び介護予防支援（以下「居宅介護支援等」といいます。）にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることが無いよう、公正中立に行います。
- ②前6か月間の居宅サービス計画等のうち訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の利用割合及び各サービスの同一事業者提供の割合は別紙のとおりです。
- (4) 居宅介護支援等にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に充分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画等の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画等の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し必要に応じて居宅サービス計画等の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画等の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成、保管し利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

## 2. 市町村への届出

居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスを受ける際には、その旨を市町村に届出で、介護保険被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは、担当の居宅介護支援専門員にご相談下さい。

## 3. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「居宅介護支援経過記録書」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は一定期間ごとに（又は1か月ごとに）「居宅サービス計画等」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「サービス計画評価表」等の書面を作成します。
- (3) 事業者は、「居宅介護支援経過記録書」その他の記録を契約終了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

## 4. 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援等については、利用者の負担金はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域の居宅に訪問したとき、交通費（実費負担）が必要となります。なお、訪問に自動車を使用した場合の交通費は、1kmまで30円、それ以上1kmまたはその端数を超えるごとに30円を加算した額とします。

## 5. その他

- (1) 利用者は介護支援専門員に対して、複数のサービス事業者の紹介を求めるすることができます。また、居宅サービス計画等に位置付けたサービス事業者を選択した理由の説明を求めるすることができます。
- (2) 利用者がこの居宅介護支援等に係る訪問調査、居宅サービス計画等の作成等のサービス提供をキャンセルし又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡下さい。
- 連絡先（電話）0740-36-1998
- (3) 居宅サービス計画等の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼書等を取り消す場合も速やかに上記の連絡先までご連絡下さい。
- (4) 利用者は、いつでも契約を解約することができます。
- (5) サービス提供のキャンセル又は契約解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

## 重 要 事 項 説 明 書

### 1. 事業所の概要

事業所名	高島市社会福祉協議会きらり高島
所在地	滋賀県高島市勝野680番地
事業所指定番号	2572200091
管理者 連絡先	澤 美好 0740-36-1998
サービス提供地域	高島地域、安曇川町、新旭町、朽木地域

### 2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービスの種類、業務	人 員
管理者	事業所管理及び居宅介護支援等	1名(常勤1名)
介護支援専門員	居宅介護支援等	5名(常勤5名)

### 3. 営業日及び営業時間

平日 (月～金) 午前8時30分～午後5時30分  
(注) 祝日及び年末年始12月29日～1月3日を除く

※上記以外の時間帯においても常時電話連絡が可能です

電話番号 080-2401-8579

### 4. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談・苦情対応窓口	電話番号	0740-36-1998
	FAX番号	0740-36-2023
	相談員(責任者)	澤 美好
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分

○公共機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

高島市役所 高齢者支援局介護保険課	所 在 地	滋賀県高島市新旭町北畠565番地
	電話番号	0740-25-8029
	FAX番号	0740-25-8054
滋賀県 国民健康保険団体連合会	所 在 地	滋賀県大津市中央4-5-9
	電話番号	077-510-6605 (相談・苦情受付専用)
	FAX番号	077-510-6606 (相談・苦情受付専用)

【説明確認欄】※重要事項説明書に記載したサービスに係る主要な事項について変更された場合、本人の同意、確認を得ます。

令和 年 月 日

(本 人) 住 所 滋賀県高島市

名 前

(上記代理人 代理人を選任した場合)

住 所

名 前

(事業者) 事業者名 社会福祉法人高島市社会福祉協議会  
事業者住所 滋賀県高島市新旭町北畠45番地1  
代表者名 会 長

印

上記により重要事項を説明いたしました。

事業所 所 在 地 滋賀県高島市勝野680番地

事業所名 高島市社会福祉協議会きらり高島

説明者

印